

# 福祉医療費(マル福)受給者証の更新

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が令和8年7月31日の方は更新の対象となります。

- 対象者には7月末までに、8月1日から有効の受給者証を送付します。(手続きは不要です)
- 8月以降に病院で受診される際は、有効期限をご確認のうえ、マイナ保険証等と一緒に提示してください。
- 令和7年中の所得が把握できない方(令和8年1月2日以降の転入者等)は、所得が確認でき次第、受給者証を送付します。該当する方には別途通知します。

※未申告の方は申告を行う必要があります。

## 次の場合は手続きが必要です

- 加入されている健康保険(社保、共済、国保等)が変更になった場合  
【必要なもの：マイナ保険証等】

- 県外の医療機関で受診した場合(償還払いの手続き)

【必要なもの：領収書、受給者証、マイナ保険証等、通帳】

※県外での受診の場合、福祉医療は適用されませんが、自己負担分については申請により後日払い戻します。

※入院時の食事代、病衣代、個室差額代、診断書料金等は福祉医療の対象外となります。

▼福祉医療費受給者証



**【問い合わせ】** 市民課国保年金係 ☎62-1118 合川総合窓口センター ☎78-2112  
森吉総合窓口センター ☎72-3115 阿仁総合窓口センター ☎82-2112

## 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 第76回「社会を明るくする運動」強化月間

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くために、法務省の主唱により全国的に実施される運動です。

### ■注目ポイント！

今年は特に「**【保護司】**をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマを掲げ、より一体的に運動を展開することとしています。

■運動強調月間 7月1日(水)～31日(金)

### ■北秋田市の取り組み

市では、北秋田地区保護司会を中心に、関係機関や青少年健全育成に関わる団体による推進委員会を組織しています。強調月間にあわせ、保護司等が「社会を明るくする運動」や更生保護活動についてPRします。

**主な活動** 花火大会等での広報活動/学校訪問/作文コンテスト作品募集/のぼり旗設置

**市民集会** 日時：7月16日(木) 13時30分

場所：文化会館

※秋田県警察音楽隊による演奏あり。

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

## 申請・交付・電子証明書更新・暗証番号再設定が可能で マイナンバーカード休日窓口開設します

★完全予約制：7月8日(水)までに電話予約をお願いします

**日時** 7月12日(日) 9時～15時  
**場所** 市役所本庁舎1階 市民ホール  
**対象** 北秋田市に住所登録している方



▼通知封筒を受け取った方は更新手続きが必要です！▼



※現在、新しいカードを申請してから受け取りまで**1ヶ月半**ほどかかります。

※**カード本体の更新**が必要な方は、お早めに手続きされますようお願いいたします。

※15歳未満の方および成年被後見人の方は、親または法定代理人と一緒にお願いします。

☎ 市民課市民係 ☎62-1114

①カードの発行日から**10回目**の誕生日を迎える方  
➡**カード本体の更新**  
※15歳未満の方は、5回目の誕生日を迎える方。

②カードの発行日から**5回目**の誕生日を迎える方  
➡**電子証明書の更新**

▼詳細はこちら



令和8年度

# 介護保険料納入通知書を送付します！

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

満65歳以上の方に「介護保険料納入通知書」等を7月上旬に発送します。

保険料額は、令和8年4月1日時点の世帯状況等をもとに算定したものです。具体的な保険料額については通知書および同封のパフレットをご確認ください。

## 介護保険料の納めかた(特別徴収・普通徴収)と納付時期

### ①特別徴収(年金からの天引き)

老齢基礎年金などの公的年金を年額18万円以上受給している方

ただし、本来年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

○保険料が増額になった



増額分を納付書で納めます

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢年金等の受給が始まった
- 年度途中で他の市町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差止めになった など



年金支払者から、特別徴収の対象者として把握される月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)のおおむね6か月後から天引きになります  
※それまでは納付書で納めます。

### ②普通徴収(納付書または口座振替で納付)

特別徴収の条件に該当しない方は「普通徴収」となり、納付書または口座振替により納めていただきます。

※口座振替は取扱い金融機関での手続きが必要です。

※パソコン・スマートフォンからも口座振替の申し込みができます。

(利用できる引落先：秋田銀行/北都銀行/秋田県信用組合/秋田たかのす農業協同組合)



▲口座振替申込

## 納め忘れがないように口座振替をお勧めします！

### 【普通徴収の納付方法】

普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの年8回で、当該月の月末が納付期限となります。

※納付場所については、納付書裏面をご確認ください。

※コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ(PayPay・d払い・au PAY等)でも納めることができますのでご利用ください。ただし、バーコード使用期限が過ぎた場合はご利用できません。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

## 介護保険料が変更になるとき

▼北秋田市外への転出や死亡など、北秋田市の被保険者資格を喪失した場合

被保険者であった期間(月単位)に応じて保険料を精算し、改めて変更後の保険料額をお知らせします。

▼保険料算定の基礎(根拠)となる市民税が所得更正等により変更されたり、生活保護を受給するなどした場合

新たな保険料段階区分(第1段階～第13段階)で保険料を再計算し、改めて変更後の通知書をお送りします。